

函館市中央図書館障害者サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市中央図書館（以下「図書館」という。）が身体に障害がある者に対して行う障害者サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 事業は、次に掲げるもので図書館が保有する点字図書、視聴覚資料等（以下「資料等」という。）を使用し、またはボランティアの協力を得て行うものとする。

- (1) 資料等の郵送サービス
- (2) 録音図書サービス
- (3) 点字資料サービス
- (4) 映像資料サービス
- (5) 対面朗読サービス
- (6) CD読み取り専用機の貸出サービス

(事業の内容および利用対象者等)

第3条 前条各号の事業の内容およびそれぞれの事業の対象範囲となる障害の程度については、別表1のとおりとする。

2 事業の利用対象者は、函館市中央図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第6条各号に掲げるものとする。

(事業の利用申請等)

第4条 事業の利用を受けようとする者は、規則第8条第2項の規定による個人貸出しの利用者カードの交付申込書に、障害の程度を証明する書類を添付して申請しなければならない。

2 中央図書館長（以下「館長」という。）は、前項の申請があった場合において、第3条の利用対象者に該当すると認めるときは、事業の利用者（以下「利用者」という。）として登録するものとする。

(利用の条件)

第5条 資料等の貸出冊数・期間等の利用条件は、別表2に定めるとお

りとする。

2 点字資料は図書資料として取り扱い，原則として1タイトルを1冊として数える。

(使用者による利用)

第6条 利用者は，自己の利用者カードを第三者に託し，必要な資料等の貸出，返却，その他の手続きを代行させることができる。

(利用の取消)

第7条 館長は，利用者が次の各号の一に該当する場合は，利用者登録を取り消すことができる。

(1) 申込み内容に，虚偽による事項がある場合

(2) 資料等を他の者に転貸した場合

(3) 利用者が辞退を申し出た場合

(4) その他この要綱および図書館長の指示に従わない場合

(その他)

第8条 資料等の予約・申込等この要綱に定めのない事項については，館長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成17年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年11月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 事 業 | 内 容 | 障害の程度 |
|------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 資料等の 郵送サー ビス | 図書館に来館することが困難な視覚に障害を持った利用者に対して資料等を郵送により館外貸出しする。 | 身体障害者の手帳の交付を受けている視覚障害者 1 級から 6 級の該当者 |
| 録音図書 サービス | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者に対して録音図書の貸出しを行う。(一部資料を除く) | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者 |
| 点字図書 サービス | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者に対して点字図書の貸出しを行う。 | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者 |
| 映像資料 サービス | 聴覚の障害により一般視聴覚資料を利用できない利用者に対して、字幕付ビデオの貸出しを行う。 | 聴覚の障害により一般視聴覚資料を利用できない利用者 |
| 対面朗読 サービス | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者に対して、利用者の求めに応じて対面朗読室において資料の朗読を行う。 | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者 |
| CD 読み 取り専用 機の貸出 しサービ ス | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者に対して利用者の求めに応じて、デイジー図書の読み取り専用機を貸し出す。 | 視覚等の障害により印刷資料を利用することができない利用者 |

別表 2 (第 5 条関係)

| 区 分 | 貸 出 数 | 貸出期間 |
|-------------------------------|-------|--------|
| 点字図書 | 制限なし | 28日以内 |
| 録音図書(カセット図書・朗 読 CD・デイジー図書) | 制限なし | 28日以内 |
| 映像資料 (字幕付ビデオ) | 制限なし | 28日以内 |
| CD 読み取り専用機 | 1人1台 | 180日以内 |